

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和3年3月30日付けの「支給済み保護費の返還決定について」と題する通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分を違法又は不当であると主張する。

請求人は、融資詐欺の二次被害に遭った。本件入金は、何者かによって勝手になされたものであり、請求人の収入として認定されるべきではない。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 4 年 5 月 9 日	諮問
令和 4 年 7 月 8 日	審議（第 6 8 回第 4 部会）
令和 4 年 8 月 2 4 日	審議（第 6 9 回第 4 部会）

## 第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 保護の補足性及び保護の基準について

法 4 条 1 項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法 8 条 1 項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

#### (2) 届出の義務について

法 6 1 条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。

#### (3) 収入額（仕送り、贈与等）の認定について

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 3 6 年 4 月 1 日付厚生省発社第 1 2 3 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第 8・3・(2)・イによれば、仕送り、贈与等による収入があった場合には、当該収入が社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、全て認定することとされている。

#### (4) 費用返還義務について

ア 法63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

そして、法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うしようとするものであると解されている（東京高等裁判所平成25年（行コ）第27号事件・平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載）。

イ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）によれば、法63条に基づく費用返還の取扱いについて、「法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とされ、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」（以上1・(1)。以下この控除を「自立更生免除」という。）とし、上記の「次に定める範囲の額」として、「本人が十分注意を払っていたにもかかわらず盗難等の不可抗力により消失した額であって、警察にも遺失届が出されており、消失が不可抗力であることを確実に証明できる場合」（1・(1)・①）や「当該収入が、次官通知第8・3・(3)に該当するときには、『生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて』（昭和38年4月1日付社保第4号厚生省社会局保護課長通知）第8の問40の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額（ただし、原則、事前に実施機関に相談があったものに限る。ただし、事後に相談があったことについて真にや

むを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるものに限り同様に取り扱い差しつかえない。)」(1・(1)・③)などが挙げられている。

また、課長通知3本文によれば、被保護者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合で、保護の実施機関への届出又は申告をすみやかに行わなかったことについてやむを得ない理由が認められるときや、保護の実施機関及び被保護者が予想しなかったような収入があったことが事後になって判明した時等は、法78条に基づく費用徴収決定ではなく、法63条の適用が妥当であるとされている。

ウ 「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)によれば、収入の増減が事後になって明らかとなっても、扶助費の額の遡及変更の限度は3か月程度(確認月からその前々月までの分)と考えるべきであり、それ以前の返納額は法63条により処理すべきであるとされている(問13-2(答)2及び3)。

(5) 次官通知及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法定受託事務の処理基準である。

また、問答集は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として合理的なものであると認められる。

## 2 本件処分についての検討

これを本件処分についてみると、処分庁は、平成25年1月1日、請求人について保護を開始したところ、本件申告書の挙証資料として令和2年12月7日に請求人から提示された本件通帳に、令和元年8月から令和2年2月までの間に本件収入が印字されていることを確認し、請求人に説明を求めたところ、個人名での入金友人からの仕送りであるが、「〇〇」名での入金内容は身に覚えがないこと、銀行のキャッシュカードを紛失したが暗証番号を変更するなどしたこと、知人等に銀行のキャッシュカードを渡すなど悪用されていないこと、預

金の引出しを行っていないことなどを聞き取ったことが認められる。

そこで、処分庁は、本件通帳の写しから入金の実事は明らかであり、請求人の上記主張を裏付ける根拠も乏しいとして、本件入金（1,595,869円）を返還対象額とする本件処分を行ったことが認められる。

以上の経過からすれば、本件入金は、請求人の収入といわざるを得ず、社会通念上収入として認定することを適当としないものに当たらないため、収入認定の対象となり（1・(3)）、法63条が定める「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当する。

また、自立更生免除の適用については、本人が十分注意を払っていたにもかかわらず盗難等の不可抗力により消失した額であって、警察にも遺失届が出されており、消失が不可抗力であることを確実に証明できる場合でもなければ、事前に処分庁の承認を得た上で得たものにも当たらないとして、自立更生免除の対象としなかったことが認められる（1・(4)・イ）。

そして、各返還対象月において過大に支給された保護費の額は、資力総額が当該各月の支給済保護費を上回る場合、支給済保護費に相当する額となり、資力総額が支給済保護費を下回る場合、資力総額に相当する額とされる点については、別紙返還金額算定表のとおり、支給済保護費のうち、令和元年8月の医療扶助額に誤りが認められた。本件審査請求において提出された証拠資料等に基づき同月の支給済保護費を計算したところ、その合計額は267,732円であったが、同月の資力（10,000円）を上回ることに変わりはないことから本件返還金額に影響を及ぼすことにはならず、請求人にとって不利益になるものではない。

以上によれば、請求人において発生した資力は、本件支給済保護費を下回ることが認められ、1,595,869円を返還決定額とした本件処分は、上記1の法令等に則ってなされたものといえることができ

る。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。しかし、本件処分に違法又は不当な点が認められないことは上記2で述べたとおりである。

なお、処分庁は、本件処分後の令和3年4月1日、事務所に来所した請求人から、同人が「〇〇」からの入金について〇〇に確認し、管財人を特定したとの報告を受け、管財人に対して事実確認を行い、請求人の銀行口座は、融資保証詐欺に遭った同社が偽の貸金業者から融資を受けるための振込先として使われたおそれがあることを把握したことが認められるが、そのことにより、請求人が本件収入に関与していないという客観的な証明とは直ちに認めることはできない。また、他に本件収入が課長通知1・(1)・①(1・(4)・イ)の自立更生免除への該当をうかがわせるに足る証拠等の提出もなされていない。

したがって、処分庁が収集した情報から本件処分に取り消すべき違法又は不当があると認めるのは困難というほかはない。

### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

本件処分通知書に記載された「支給済み保護費の額」は誤りであるが、上記2のとおり、本件返還金額に影響を及ぼすものではなく、その余については違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、大橋真由美、山田攝子

別紙（略）